

介護訪問看護・介護予防訪問看護・訪問看護 契約書

重要事項説明書

個人情報使用同意書

医療法人メディカルクラスタ
たまふれあい訪問看護ステーション

介護訪問看護・介護予防訪問看護・訪問看護 契約書

_____様(以下、「利用者様」とする)と、医療法人メディカルクラスタ
たまふれあい訪問看護ステーション(以下「事業者」とする)は、訪問看護のご利用について次の通り契約
します。

(契約の目的)

第1条 事業者は利用者に対し関係法令及びこの契約書に従い、主治医が作成する指示書を踏まえ、利用者が居宅においてその能力・状況に応じて、安心して自立した日常生活を営むことができるように適正な訪問看護を提供することを目的とします。

(契約期間)

第2条 契約期間は、_____年 _____月 _____日から1年とします。

なお、利用者から上記契約期間満了日の1週間まえまでに利用者から契約更新しない旨の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。また、契約期間は更新後も最長1年間とします。

(介護・介護予防・訪問看護の内容)

第3条 事業者は、利用者の希望を聞き、主治医の指示書及び居宅サービス計画書に沿って、訪問看護計画書を作成し、利用者及びその家族に説明して同意を得て、交付します。

2 事業者は、利用者の状況が変わるなど、計画を変更する必要がある場合、速やかに新たな計画書を作成し、その内容を利用者に説明して同意を得て、交付します。

3 事業者が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用回数、利用料は「重要事項説明書(変更合意後は当該変更後のもの)」「利用料」「サービス内容説明書」のとおりです。

4 サービスの内容、利用回数等は利用者との合意により変更できます。事業者は利用者からの訪問看護内容の変更の申し出があった場合は、第1条の規定に反するなど、変更を拒む正当な理由がない限り速やかにサービスの内容を変更します。

5 事業者は、利用者が介護(もしくは介護予防)保険サービスを併用している場合、介護支援専門員に連絡するなど必要な連携を行います。

(担当職員の変更)

第4条 選任された担当職員の交替を希望する場合には、当該職員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を開示し、事業者に対して担当職員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の職員の指名はできません。

2 事業者の都合により、担当職員を交替することがあります。担当職員を交替する場合は新たな担当職員が円滑に業務を引き継ぐよう十分に配慮するものとします。

(訪問看護の利用料)

第5条 利用者は「重要事項説明書」「利用料」の記載に従い、事業者に対し、利用料を支払います。

2 利用料の請求や支払い方法は、「重要事項説明書」のとおりです。

3 事業者は、サービス変更等により利用者に料金の変更がある場合は事前に説明し同意を得ます。

4 事業者は、健康保険法その他関係法令の改正により、利用料の変更が生じた場合は、利用者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用料を請求することができるものとします。但し、利用者は、この変更に同意できない場合には、本契約を解約することができます。なお、契約締結時点で判明している法令改正に基づく料金変更については、利用者様の同意を得ているものとみなします。

5 事業者は、介護保険、医療保険の適用を受けない訪問看護サービスがある場合は、予めその内容及び利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

(利用料の滞納)

第6条 利用者が正当な理由なく利用料を3ヶ月以上滞納した場合は、事業者は1ヶ月以内の期限を定めて督促し、当該時期までに滞納額の全額の支払いがないときにはこの契約を解約する旨の催促をすることができます。

2 事業者は前項を実施した場合には、利用者担当の介護支援専門員(または地域包括支援センター)や利用者が住所を有する市町村等と連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命の支障のないよう、必要な措置を講じます。

3 事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは文書をもって本契約を解約することができます。

(利用者の解約権)

第7条 利用者は、7日以上予告期間を設けることにより、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。

2 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解約できます。

- ① 事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にも関わらず、これを提供しようとししない場合
- ② 事業者が、第11条に定める守秘義務に違反した場合
- ③ 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、また著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

(事業者の解約権)

第8条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文書により2週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

- ① 利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の申し入れにも関わらず改善の見込みなく、本契約の目的を達することが著しく困難となった場合

- ② 利用者が事業者の通常の事業の実施地域外に転居し、事業者においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合
- ③ 看護・ケア等の行為、サービスや方針に関して事業者と利用者並びに利用者の家族との間に意見の相違があり、その結果事業者がサービスの提供を継続することが困難と判断した場合
- ④ 事業者の事業運営上、契約を継続することが困難と判断する場合

2 事業者は、前項によりこの契約を解約する場合には、担当の介護支援専門員（または地域包括支援センター）や利用者が住所を有する市町村等に連絡を取るなど支障のないよう必要な措置を講じます。

（契約の終了）

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

- ① 第2条に基づき、利用者から契約更新をしない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合
- ② 第6条に基づき、滞納利用料を支払い期限内に支払わなかった場合
- ③ 第7条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされた場合
- ④ 第8条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- ⑤ 利用者が病院又は介護保険施設へ2ヶ月以上の期間が見込まれる入院・入所となった場合（利用者又は利用者の家族と事業者の話し合いにて契約終了について決定する）
- ⑥ 利用者が介護（介護予防）保険又は医療保険における訪問看護サービスの利用対象外となった場合
- ⑦ 利用者が死亡した場合
- ⑧ 事業者が守秘義務に反したり、常識を逸脱する行為を行った場合

（賠償責任）

第10条 事業者は、サービスの提供にあたり、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は利用者に対し速やかに損害を賠償します。ただし、当該損害について事業者の責任を問えない場合はこの限りではありません。

2 前項の義務履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入します。

3 利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合、賠償額を減額することができます。

（秘密保持）

第11条 事業者及びその従業員は、訪問看護を提供する上で知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、秘密を守ることが義務とします。

2 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことのないよう必要な処置を講じます。

3 事業者は、サービス担当者会議や各保険サービス事業者との連絡調整において必要な場合に限り、必要最低限の範囲内で使用し、その際は事前に同意を得ます。また、個人情報を使用する期間は契約終了時までとします。

4 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

(苦情対応)

第12条 事業者は、利用者又は利用者の家族から、提供されたサービスに苦情の申し出があった場合は迅速かつ適切に対応し、サービスの向上及び改善に努めます。

2 事業者は利用者又はその家族が苦情申立機関に苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益、不公平な対応もいたしません。

(サービス内容等の記録の作成及び保存)

第13条 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、契約終了日から5年間保存します。

2 利用者及び利用者の後見人(必要に応じ利用者の家族を含む)は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。ただし、複写に関しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

3 事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の訪問看護ステーション等へ第1項の写しを交付することができるものとします。

(連携)

第14条 事業者は訪問看護の提供にあたり、主治医及び介護支援専門員、その他保険・医療・福祉サービスを提供するものとの連携を密に行います。

2 事業者は、当該契約の変更又は終了に際し速やかに利用者担当の介護支援専門員等に連絡いたします。

(契約外条項)

第15条 利用者及び事業者は信義誠実をもってこの契約を履行します。

2 本契約の規定のない事項については、介護保険法等関係法の規定を尊重し、利用者及び事業者の協議に基づき定めます。

以下余白

重 要 事 項 説 明 書

1. 事業者概要

事業者名称	医療法人メディカルクラスタ
代表者名	理事長 鈴木 忠
所在地・連絡先	住所：〒214-0014 神奈川県川崎市多摩区登戸 1763 ライフガーデン向ヶ丘 2 階 電話：044-931-3380 Fax:044-931-3381
事業内容	訪問看護サービス（介護保険・医療保険）

2. 事業者が有する介護保険法令に基づき神奈川県知事から指定を受けている指定された事業所

介護保険法令に基づき、神奈川県知事から指定を受けている事業所名称（指定番号）	各事業所につき介護保険法令に基づき神奈川県知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類
たまふれあい訪問看護ステーション 事業者番号：1465490198	訪問看護・介護訪問看護・介護予防訪問看護

3. 利用事業所

事業所名	たまふれあい訪問看護ステーション
所在地・連絡先	住所：〒214-0014 神奈川県川崎市多摩区登戸 1763 ライフガーデン向ヶ丘 2 階 電話：044-922-5665 Fax:044-922-5667
サービスの種類	訪問看護
介護保険事業所指定	事業者番号：11465490198 指定年月日：2018 年 3 月 1 日
管理者名	大瀧 めぐみ

4. 事業の目的と運営方針

目的	利用者様の特性を踏まえて、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようその療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るとともに安心して日常生活を過ごすことができるよう、訪問看護サービスを提供することを目的とします。
運営方針	利用者様の心身の状況や家庭環境を踏まえ、事業の実施にあたっては居宅支援事業所、関係区市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、利用者様の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため総合的なサービスの提供に努めます。

5. ご利用事業所の職員体制

従業者の職種	人数	区分	
		常勤	非常勤
管理者（看護師）	1	1	0
看護師	8	7	1
理学療法士	6	0	6

作業療法士	3	0	3
言語聴覚療法士	2	0	2
事務員	1	1	0

6. 営業（訪問）日時

営業（訪問）日	月曜日～土曜日 ただし、国民の祝日（振替休日を含む）及び年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。
営業（訪問）時間	9:00～18:00（訪問 9:15～17:00）

7. 事業の実施地域

通常の実施地域	川崎市（うち多摩区、麻生区、宮前区、高津区）、横浜市（青葉区）、東京都（うち稲城市・狛江市・調布市） ※川崎市多摩区を除く地域は一部のみ
---------	---

8. 交通費

通常の事業の実施地域の方は無料となりますが、実施地域以外の際は下記料金が発生いたしますので、その際は説明・同意を確認いたします

片道 事務所より直線距離 6 km 以上	訪問 1 回あたり 350 円
----------------------	-----------------

* 公共交通機関（電車・バス等）を使用した際は実費請求になります。

9. サービスの内容

- (1) 病状、心身の状況の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排せつ等日常生活の世話
- (4) じょく瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) ご家族支援（ご家族に対しての相談、助言等）
- (11) 医師の指示のもとに行う診療の補助（点滴・注射、経管栄養、痛みの管理等）
- (12) 医師及び他のサービス事業者への報告・連携・調整等
- (13) その他

10. 利用料

(1) 介護保険給付対象サービス

訪問看護料は別表（介護保険・介護予防保険）のとおりです。

利用者負担額は利用料の 1～2 割ですが、区分支給限度基準額を超えてしまう場合は、超過分は全額自己負担となります。

(2) 医療保険給付対象サービス

要介護認定を受けられない方や特定疾患の方等は医療保険給付でのサービスとなります。
訪問看護料（医療保険）は別表のとおりです。
訪問看護料の 1 割～ 3 割が自己負担額となります。
公費（特定疾患医療費支援等）が適応される場合があります。

(3) 公的保険給付対象外サービス

サービス提供時間が 1 時間 30 分を超過する場合	超過分 15 分につき発生 詳細は別表ご参照
エンゼルケア料	15,000 円

これらサービスが発生する際は、その都度確認を取ります。

(4) キャンセル料

利用者様の都合で訪問サービスをキャンセルされるときは前営業日 17 時までにご連絡下さい。
この事前の連絡なしにキャンセルされた場合はキャンセル料が発生します。ただし、病状悪化などによる入院等の理由がある場合は当日連絡でもキャンセル料は発生しません。

キャンセル料	当日連絡の場合 100%（介護保険・医療保険利用時の利用者様自己負担額分を上限とする）
連絡先：044-922-5665	

(5) その他の費用

以下は利用者様の負担となります。

- ・サービスの実施に必要な水道・ガス・電気料金
- ・オムツ、ガーゼ等の消耗品
- ・その他（実費負担のある場合はその都度説明・確認いたします）

(6) 利用料金支払い方法

1. 請求書は 1 ヶ月単位となります。毎月月末締めとさせて頂き、翌月の 20 日前後に請求書を送付致します。
* 初回のご請求書の送付は、訪問の翌月 20 日頃となります。
2. お支払いは請求書が届いた月の、同月 27 日を基本とさせて頂きます。（金融機関休みの場合は、翌営業日となります）
* 初回のお支払いは初回訪問の翌月 27 日頃となります。
3. 入金が確認できましたら、翌月の請求書と合わせて領収書を送付させて頂きます。

11. 緊急時の対応方法

体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、緊急機関、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等に連絡します。

12. 暴力への対応

利用者様とともにサービス提供者の人権を守る観点から、暴力等があった場合、サービスを中

止する場合があります。

13. 苦情申立て窓口

〈事業者の窓口〉

たまふれあい訪問看護ステーション 所在地 川崎市多摩区登戸 1763 ライフガ ーデン向ヶ丘 2 階	電話	044-922-5665
	Fax	044-922-5667
	苦情担当者	大瀧 めぐみ
	対応時間	9:00~17:30 (月~土)

〈市町村の窓口〉

川崎市健康福祉局介護保険課 所在地 川崎市川崎区宮本町 1 番地	電話	044-200-2679
	Fax	044-244-9055
	対応時間	8:30~17:00 (平日のみ)
多摩区役所高齢・障害課高齢者支援係 所在地 川崎市多摩区登戸 1775-1	電話	044-935-3266
	対応時間	8:30~17:00 (平日のみ)

〈公的団体の窓口〉

神奈川県国民健康保険団体連合会 所在地 横浜市西区楠町 27-1	電話	045-329-3445
	Fax	045-329-3446
	対応時間	8:30~17:00 (平日のみ)

14. 自然災害時等について

自然災害時、また交通事情等などやむを得ない事情等により、訪問時間の変更や、当日のサービスが困難な場合は予定を変更させていただくことがあります。

15. 事故発生時の対応

利用者様に対する訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者様の家族、当該利用者様に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

16. 感染症対策

事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じます。

- ①従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。
- ②感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- ③感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ④従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

17. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業者は、利用者様の人権の擁護・虐待の防止等のため、以下の措置を講じます。

- ①利用者様が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

- ②当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ③虐待の防止のための指針を作成します。
- ④虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ⑤従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- ⑥事業者は次の通り虐待防止責任者を定めます。役職：管理者 氏名：大瀧 めぐみ

18. ハラスメント対策

事業者は、従業者の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ①性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための規定を定めます
上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、利用者様及びその家族等が対象となります。
- ②ハラスメント事案が発生した場合、規定を基に即座に対応し、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

19. 身体拘束適正化に関する事項

事業者は利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこととし、行う場合は、その態様および時間、その際の利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します

20. 業務継続に向けた取り組みについて

事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者様が継続してサービスの提供を受けられるよう、サービスの提供の継続的实施及び非常時体制において早期に業務を再開するための業務継続計画を策定します

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者様に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ④定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

21. 第三者評価について

実施の有無、実施期間等につきましては、以下の URL を参照ください

<https://tama-fureai.com/service/homenursing/>

個人情報使用同意書

医療法人メディカルクラスタは、たまふれあい訪問看護ステーションの個人情報保護方針及び個人情報の取扱について、下記のように定めて取り組みます。

（個人情報保護方針）

当事業所は、個人情報の保護に関する法律及び本ポリシーを遵守します。個人情報の適切な保護と利用に努めます。

（適正な取得について）

当事業所は、安全でより良い看護を提供するために、業務に必要な範囲内において、適正に個人情報を取得します。取得した際は、利用目的についてご本人に通知いたします。

（利用目的について）

当事業所は個人情報の目的を特定し、以下の利用目的の達成に必要な範囲内で利用します。

- ・ 訪問看護サービスの提供に関するもの
- ・ 医療保険・介護保険請求事務に関するもの
- ・ 会計・経理事務に関するもの
- ・ 主治医・居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者との連携に伴うもの

尚、上記目的で同意しがたい事項があればお申し出ください。申し出のないものについては同意していただいたものとして取り扱います。この申し出はいつでも撤回、変更できます。

（第三者への提供について）

ご本人の同意がある場合、以下の場合を除き第三者に個人情報を提供しません。

- ・ 法令に基づく場合
- ・ 生命、身体又は財産の保護に必要な場合
- ・ 公衆衛生に必要な場合
- ・ 国、地方自治体等に協力する場合

（安全管理措置について）

当事業所は個人情報の正確性を確保するとともに、安全管理体制を整備して個人情報の適切な管理を行い、漏洩などの防止に努めます。また従業員の指導を適切に努めます。

（開示等への対応について）

当事業所が保有する個人情報について、ご本人から請求があった場合は、法令等の規定に則り開示・訂正・利用停止に対応します。手続きについては、窓口へお問い合わせ下さい。

- ・ 手数料の金額 写し1枚につき10円

（苦情・相談への対応について）

苦情、相談やご意見については、誠実に対応いたします。

【お問い合わせ先】

医療法人メディカルクラスタ たまふれあい訪問看護ステーション

【住 所】 神奈川県川崎市多摩区登戸 1763 ライフガーデン向ヶ丘 2 階

【電 話】 044-922-5665 FAX 044-922-5667

【管理者】 大瀧 めぐみ

_____年_____月_____日

私は、「介護訪問看護・介護予防訪問看護・訪問看護 契約書」「重要事項説明書」「個人情報の取り扱い」について、たまふれあい訪問看護ステーションから説明を受け、これに同意し交付を受けました。

【ご利用者】 氏 名 _____ 印 _____

【ご家族（代理人）】 氏 名 _____ 印 _____

上記の通り、訪問看護サービスの提供に当たり「介護訪問看護・介護予防訪問看護・訪問看護 契約書」「重要事項説明書」「個人情報使用同意書」について説明し、書面を交付しました。

【事業所】 〒214-0014

神奈川県川崎市多摩区登戸 1763 ライフガーデン向ヶ丘 2 階

医療法人メディカルクラスタ
たまふれあい訪問看護ステーション

管理者 大瀧 めぐみ 印